

後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ

住民税非課税世帯の方は、お住まいの市区町村窓口に申請をすることにより「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「減額認定証」という。)が交付されます。

医療機関等の窓口で減額認定証を提示することで、入院及び外来窓口で一定額以上支払う必要がなくなり、住民税非課税世帯の方は食事代も減額されます。

入院した時の食事代など

●療養病床以外に入院したとき

区 分			食事療養標準負担額
住民税課税世帯			1食につき 260円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき 210円
		90日を超える入院	1食につき 160円
区分Ⅰ			1食につき 100円

●療養病床に入院したとき

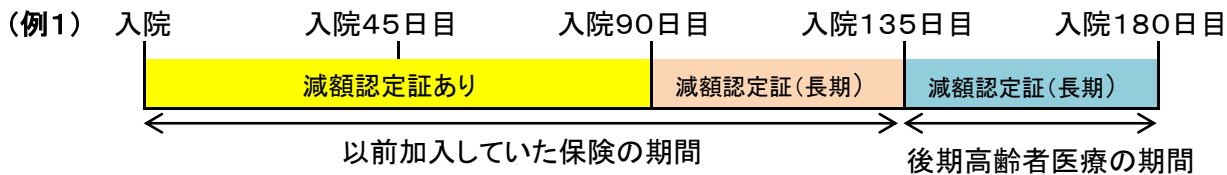
区 分		生活療養標準負担額
住民税課税世帯		(食費) 1食につき460円 ※1 (居住費)1日につき320円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	(食費) 1食につき210円 (居住費)1日につき320円
	区分Ⅰ	(食費) 1食につき130円 (居住費)1日につき320円
老齢福祉年金を受給されている方		(食費) 1食につき100円 (居住費)1日につき 0円

※1 一部医療機関では420円

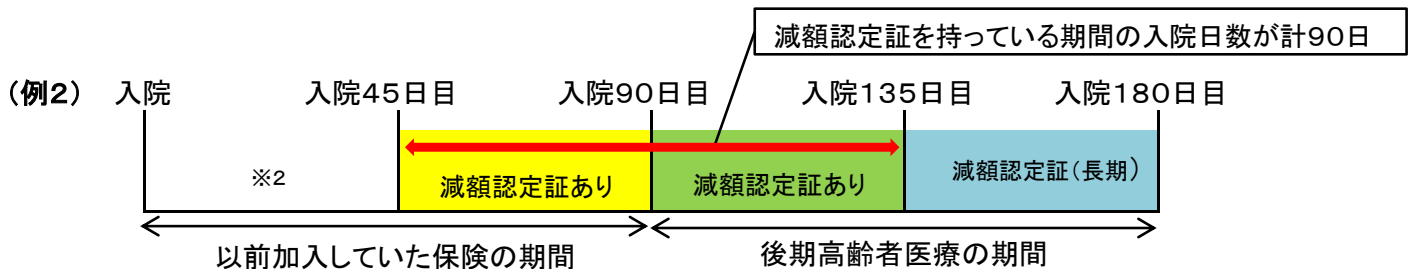
90日を超える入院について

次の条件をすべて満たす方は、お住まいの市区町村窓口に申請することにより、長期入院該当となり、食事代が1食につき160円になります。

- ・住民税非課税世帯の方
- ・北海道後期高齢者医療、または以前加入していた保険で減額認定証(70歳以上の方は区分Ⅱの減額認定証)が交付されていた方
- ・過去12か月の入院日数が90日を超える方



以前加入していた保険から減額認定証を交付されていた期間の入院日数が90日を超えているので、後期高齢者医療加入と同時に申請をすることにより、引き続き減額認定証(長期)が交付されます。



以前加入していた保険から減額認定証を交付されていた期間の入院日数と、後期高齢者医療に加入し減額認定証を交付された期間の入院日数を合算して90日を超える場合は、申請により減額認定証(長期)が交付されます。

※2 減額認定証がない期間の入院日数は長期入院の算定期間に含まれません。

お住まいの
市区町村
または

お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合

Tel011-290-5601